

平成28年1月29日

公益社団法人日本年金数理人会
公益社団法人日本アクチュアリー会

「IAS19に関する数理実務基準」の案の公表

公益社団法人日本年金数理人会と公益社団法人日本アクチュアリー会は、合同で、国際会計基準(IAS)第19号 Employee Benefits の内容に沿う数理実務のあり方について検討を行ってまいりました。昨今、IFRS を採用する日本企業の増加を勘案すると、この領域における実務基準の整備は両会にとって喫緊の課題と考えております。

今般、両会の正式な手続きを経て「IAS19に関する数理実務基準 (Actuarial Standard of Practice in relation to IAS 19 Employee Benefits) 」の案を公表することが承認されましたので、本日ここに公表いたします。

なお、この案は、International Actuarial Association (国際アクチュアリー会) のCouncil で2015年4月11日に承認された International Standard of Actuarial Practice 3, Actuarial Practice in Relation to IAS 19 Employee Benefits、及び、それと連動して適用されるInternational Standard of Actuarial Practice 1, General Actuarial Practiceと整合的であると考えております。

案に対するコメントがございましたら、平成28年3月4日(金) 17:00(必着)までに到着するように、別紙の様式に日本語にてご記入のうえ、下記のいずれか(原則として電子メール)へ文書でお寄せください。

- ※ 趣旨が不明確なもの、口頭・電話によるもの、匿名によるものは、コメントとして受け付けませんのでご了承ください。
- ※ いただいたコメントは、氏名を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答などをいたしませんのでご了承ください。

● 公益社団法人日本年金数理人会

電子メール：mitann#208@iscpa.or.jp

ファクシミリ：03-5442-0700

郵便：108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田 NNビル B1F

● 公益社団法人日本アクチュアリー会

電子メール：iken-taishoku@actuaries.jp

ファクシミリ：03-5548-3233

郵便：104-6002 東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランド[®] トリトンスクエア オフィスター X 2F

以上